

15 障害に関するマークの一例

マーク及び名称	概要
 <p>身体障害者標識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。 ・周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。 ・このマークはホームセンター等で購入できます。
 <p>聴覚障害者標識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。 ・周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。 ・このマークはホームセンター等で購入できます。
 <p>障害者のための 国際シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が利用できる建物、施設を示す世界共通マークです。 ・このマークは、全ての障害者を対象にしたものです。 <p>注) 個人の車に表示するのは、本来の目的と異なります。個人の車に表示しても、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。障害があるということを周知するために利用されている方もいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このマークはホームセンター等で購入できます。
 <p>盲人のための国際シンボル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。 ・信号機や国際点字郵便物、書籍などに添付されています。
 <p>耳マーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 ・このマークを表示されたら、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。 <p>※耳マークの著作権は(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会にあり、複製、引用、転載は許諾が必要です。本市は承諾を頂いております。</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱などの内部障害、内臓疾患を示すマークです。 ・このマークを着用している方を見たら、携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用に配慮が必要です。 ・このマークは特定非営利活動法人「ハート・プラスの会」のHPから取得できます。
 <p>オストメイトマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人工肛門、人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。「オストメイト対応トイレ」は、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来るトイレのことです。
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）が、公共施設や交通機関、お店で同伴できることを知っていただくためのマークです。
 <p>みんなのトイレマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により、障害者、高齢者だけでなく、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示すマークです。
 <p>ヘルプマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。
 <p>白杖 SOS シグナル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。